

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2780号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

らっきょうの花



もくじ

随 想	フ ォ ー ラ ム	政 策	活 動	活 動	活 動
--------	-----------------------	--------	--------	--------	--------

「見守りネットワーク」支えあい・助け合える地域づくり：千葉県町村会長 東庄町長 岩田 利雄：(12)	歴史に感謝 未来へはばたく 元気あふれるまちづくりⅡ北海道新十津川町……………(8)	国土の57・2%、市町村の45%が過疎地域 非過疎地域との格差改善には課題あり 平成22年度過疎対策の現況……………(5)	「農山漁村を抱える町村の意見を真摯に受け止めるよう発言」……………(4)	「TPP交渉参加に慎重な対応を求める議員集会」に藤原会長が出席 政府税制調査会に白石副会長が出席―平成24年度税制改正に際し、地方税の充実・確保を訴える……………(3)	平成24年度税制改正に関する要請活動を実施―藤原会長が民主党政幹部に対し要請を行う……………(2)
--	--	---	--------------------------------------	--	---

コラム

20年経って光り輝く村

九州大学大学院法学研究院教授

木佐 茂男

前回は、「自治の「肝」を探る根本的な議論が必要ではないか」と締めくくった。その「肝」を確かめるために、この9月、2週間にわたってドイツとスイスの町村で役員職員や住民から生の声を聞いてきた。ここ20年来不安と不透明感に包まれた状態の続く日本と比較して、これらの国の顕著な豊かさが目立つ調査となった。結論から言えば、どうも「肝」の種類が全く違って来たようである。

ドイツでもスイスでも、「地方自治法」なる法律学は衰退産業という。小さな町村の重要性が国家的に認識されているから、制度いじりも学問的検討も緊急性を持たない。今はヨーロッパ法とか知的財産法とかが脚光を浴びる研究分野である。自然環境が守られていた時代には環境(保護)法律もなく、環境法という学問分野もなかった。両国とも地方自治制度とその運用が相対的に安定しているため、地方自治法は大事な研究対象科目ではなくなった。どうも日本とは違つ。

ヴァルツヴァルトにある人口15000人のゼーバツハ村を20年ぶりに訪れた。この間、人口減や農林牧畜業の衰退もあつたのではと危惧しつつ村に入った。何と1992年の訪問時に比べて人口減はなく、村の家々はいつそう美しくなり、農家や民家の屋根には大規模なソーラー発電のパネルが敷き詰められている。村全体が非常に明るい。標高差600メートルの村内に光ファイバーが張り巡らされ、村の広報誌は廃止されてネット配信に代わつていた。村内には産業地区も新設され人の動きは大きい。村長は村内に失業者が2名いることが大問題だと言つていた。

どうやら、「肝」は、地方自治を直接左右する法律というよりも、官僚制や首長・議員の選挙の制度と実務、政治教育の度合いにありそうだ。遡れば、日本人の政治離れをもたらした半世紀に及ぶ愚民化政策の影響は大きい。潜在的に日本人はそう無能ではないと思うが、この数十年モノが言えなかつた。全体が官僚組織化している。そういうえば、スイスでは「公務員」という法律用語がなくなつていく。

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部